

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	環境バイオマス政策課
部署の業務内容	省横断的な対応が必要な資源・環境政策のとりまとめと推進 ○ 国産バイオ燃料をはじめとしたバイオマス利活用の推進 ○ 農林水産分野における地球温暖化対策 ○ 農林水産業における生物多様性保全対策

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的事項	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	● 新規施策を打ち出すごとに、中央での審議会・研究会はもちろんのこと、地方での対話集会の開催やパブリックコメントの実施など、国民各層からのご意見が取り入れられるよう努めている。 特に、平成20年4月～5月にかけて全国9ブロックで実施した「食料と競合しない日本型バイオ燃料生産拡大に向けての対話集会」では、事前にアンケート用紙を配布して意見の募集を行った結果、1,589名が参加して301件の賛否両論の意見が寄せられたところ。 バイオ燃料に関する意見の中には、食料との競合を懸念する声がある一方で、地球温暖化の防止や地域振興への貢献効果があるとの意見があるなど、一概に「適切」との評価は受けていない。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	● 当課の推進する施策について質問や苦情、要請等が外部からあった際に心がけるべき事項を抽出し、「対応心得」として課長から全課員に訓辞、周知・徹底を図っている。 現時点では、対応が不誠実との批判を受けたことはなく、当課の対応ぶりを改善すべきとの声が寄せられたことはない。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	

基本的な視点	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	● 農林水産分野における省CO2効果の表示の指針について、中間取りまとめに関するパブリックコメントを実施し、19件の意見が寄せられたところ。寄せられた意見には、地球環境小委員会の場で回答をお示しするなど、丁寧な対応を心がけている。 バイオマス利活用や地球温暖化対策、生物多様性保全など各局庁の所管にまたがる施策を説明するに当たっては、他局庁が主催する会議でも施策の説明に努めることはもちろんのこと、民間企業が主催する各種セミナーにも担当者がこちらから出向き、丁寧な説明に努めている。 ● 平成21年1月に、新たな政策を決定するに当たっての基本方針を決定し、2月にはホームページに掲載。本基本方針に対する国民からの意見を受け付けているところ。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	● 具体的には、(社)日本有機資源協会、(社)日本環境アセスメント協会(環境省との共管)、(社)自然資源保全協会(水産庁との共管)の指導、監督業務がある。 ● バイオマスの利活用の推進は、農林水産業の振興につながるのと同時に、地球温暖化防止にも貢献し、国民(消費者)の公共の利益の向上にもつながることと考えている。 また、農林漁業バイオ燃料法に基づき推進される原料供給者・製造業者の低コスト・安定供給に向けた取組は、安価なエネルギーを消費者に提供することにつながることを考えている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	
項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務について	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	● 当課の業務では、直接食の安全に係るものはない。 間接的には、バイオマスの利活用に当たり、特に肥料化・飼料化を行う際の安全性に十分配慮しながら推進する必要がある。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	

ての点 検		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	● アフラトキシンや農薬に汚染された原料からバイオエタノールを製造した場合、これらの物質が、飼料として活用できる残渣に残留することが試験の結果明らかになっており、残渣を飼料として使用する際には、十分な安全性の確認が必要。

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	農林水産分野でも、太陽光などの自然エネルギーの活用を推進してほしい。		太陽光をはじめバイオマスなど農業・農村の潜在力を活用し、新たな産業を創造する「緑と水の環境技術革命プロジェクト」を、3月10日に開催された経済財政諮問会議において発表しました。